

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年7月19日)

## 【件名】

- 1 倉吉市及び八頭町地域ネットワーク会議との意見交換会の開催について  
(福祉保健課)…1
- 2 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の参加申込み結果について  
(障がい福祉課)…3
- 3 「手話を広める知事の会」設立について  
(障がい福祉課)…12
- 4 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の取組状況について  
(障がい福祉課)…14
- 5 「県立鹿野かちみ園」における不適切な身体拘束(虐待)事案に係る対応状況について  
(障がい福祉課)…15
- 6 介護事業所職員の個人情報を記載した文書の誤送付について  
(長寿社会課)…16
- 7 えんトリー(とっとり出会い系サポートセンター)の状況について  
(子育て応援課)…17
- 8 第2回とっとり型の保育のあり方研究会の開催概要について  
(子育て応援課)…18
- 9 県内の保育士等の処遇の状況について  
(子育て応援課)…19
- 10 岩美町における乳児死体遺棄事件について  
(青少年・家庭課)…20
- 11 障がい児の通所支援を行う事業所に対する誤った指導について  
(子ども発達支援課)…21
- 12 蚊媒介感染症(ジカ熱等)への対応について  
(健康政策課)…22
- 13 鳥取県地域医療構想(案)のパブリックコメントについて  
(医療政策課)…24
- 14 鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会の設置等について(案)  
(医療政策課)…27

福 祉 保 健 部



# 倉吉市及び八頭町地域ネットワーク会議との意見交換会の開催について

平成28年7月19日  
福祉保健課

子ども、高齢者、障がい者、若者、女性などそれぞれの低所得者対策に総合的に取り組むため「低所得者のくらし安心対策チーム」を設置していますが、チーム会議での施策の検討に資するため、倉吉市及び八頭町が立ち上げている生活困窮者の包括的な支援のための連携組織である地域ネットワーク会議(市町村の庁内関係課や社会福祉協議会及び各支援機関や民間団体等で構成される組織)との意見交換会を幹事会でそれぞれ開催し、低所得者対策の現状と課題・ニーズについて意見交換を行いました。

今後、聴き取りの結果を取りまとめ、チーム会議での施策の検討に活用します。

## 1. 日時・場所

[倉吉市] 平成28年6月21日(火) 13:30~15:30 倉吉市役所

[八頭町] 平成28年6月23日(木) 13:30~15:30 郡家保健センター

## 2. 出席者

区分	倉吉市	八頭町
テーマ	子どもの貧困問題	高齢者、障がい者、若者、女性等の低所得者問題
市町側	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の福祉・子育て部局、教育部局(文化・スポーツ関係含む)</li><li>・倉吉市社会福祉協議会</li><li>・地域ネットワーク会議の構成団体のうちテーマに関係する団体</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・町の福祉・障がい・高齢者対策部局、女性・若者対策部局、就業支援・住宅・税務部局</li><li>・八頭町社会福祉協議会</li><li>・地域ネットワーク会議の構成団体のうちテーマに関係する団体</li></ul>
県側	<ul style="list-style-type: none"><li>・参画協働課、教育・学術振興課、文化政策課、スポーツ課、教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、いじめ・不登校総合対策センター、高等学校課、人権教育課、子育て応援課、青少年・家庭課、福祉保健課</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性活躍推進課、税務課、財源確保推進課、住まいまちづくり課、就業支援課、経営支援課、障がい福祉課、長寿社会課、福祉保健課</li><li>・県社会福祉協議会</li></ul>

## 3. 主な意見

### (1) 倉吉市:「子どもの貧困問題」

#### ○障がい児施策から障がい者施策のつなぎの課題

・特別支援学校卒業後がら一般就労に向かう児童もあるが、福祉的就労の場合は地域の相談支援センターの関わりがあり支援が得られるが、一般就労になると途切れてしまう。

#### ○学習支援や居場所づくりの効果

・大学生にボランティアで来てもらっている。大学生が子どもたちの近未来像として、家庭にはないモデルとなっているのがとても大きな効果。継続した関係性の中で、子どもにとって、自分が大切にされていることを実感できる大切な時間にならっている。

#### ○スクールソーシャルワーカー(SSW)活用による学校の対応力向上

・不登校男児について、担任教諭とSSWとで児童に通い、子ども本人とスポーツなどで交流しながら時間をかけて少しづつ関係をつくることにより、学校でサポートできる大人ができる、学校に来ることができるようになった好事例。ただ、市内で3名の配置の予算はとっているが、人材確保できておらず2名しか配置できていない課題がある。

#### ○就労準備支援としての“居場所づくり”的取組

- ・すぐに一般就労に向かうことがむずかしい方に対して週1回居場所づくりを市社協で始めた。発達障がいやひきこもりの方もあり、保健センターやエールなど専門支援機関の協力も得ながら実施。回を重ねるごとにみるみる表情が変わる方、一人でも来られるようになる方、生活にはりができる生活リズムが整ってきた方など効果を実感。このような場所がもっと必要。
- スポーツや文化・芸術振興に関する課題
- ・スポーツ少年団は保護者中心の運営であるため、送迎や練習当番などの時間的負担や金銭的負担が重い。児童数が少なくなり広域的クラブになればなおさら支障となる。

## (2) 八頭町:「高齢者、障がい者、若者、女性等の低所得者問題」

- 住まい確保の課題
  - ・家族との関係が悪いため家を出たいがお金も保証人もいない、競売で家を出なくてはいけない、申し込んでいるがなかなか公営住宅に入れない、といった相談があった。「あんしん賃貸」という家賃債務保証制度があるが、単身の高齢者や中高年の方、若者など対象にならない場合で、特に身内の支援が得られず保証人がいない方の支援に困っている。
- ひとり親家庭の現状・ニーズ
  - ・土日祝日にも仕事に出なくてはいけないことがあり、子どもを安心して預けられる場所の確保と子どもとの時間が持てないというところでの困り感の声が多い。多くの方が子どもとの時間を大切にしたいと考えているため、限られた就労しかできなくなり、結果的にパート就労しかないという実態がある。
- 障がい者の現状・ニーズ
  - ・障害年金と作業所工賃だけでは1か月の生活はとても苦しい。障害年金をもらえない人となると生活保護を頼る他ない。ただ、自動車を持てなくなることがほとんどで、生活や仕事がより狭まってしまうため、苦渋の決断を迫られる。都部では車は生活に欠かせないので、生活保護はあきらめて生活保護基準以下の生活を強いられている人もある。
- 地域の見守り体制と早期把握・早期アプローチの効果
  - ・町社協のコミュニティソーシャルワーカーは、地域の人との交流の場に出向き、そこで気になる方や情報を把握したり、気になる方との接点を継続的に持ったり、近隣の方とも接点を持ちながら住民同士の見守り行動を作り出すはたらきかけをしている。必要に応じて専門窓口につなげて、専門機関の支援と地域住民の見守り体制とで協働した支援体制をめざしている。ただ、時間とマンパワーが必要。

## 4 今後の予定

- チーム会議の開催(7月25日予定)  
課題・ニーズのとりまとめ、施策の方向性の検討
- 施策の検討(8~9月)
- 補正予算、新年度予算による施策化

# 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の参加申込み結果について

平成28年 7月19日  
障がい福祉課

今年9月2・5日（日）に開催する「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」（以下「本大会」という。）に向けて、6月30日に参加申込みの受付を締め切った結果、全国30都道府県から、昨年を大きく上回る 61チーム（65校） の参加申込みがありました。

（昨年の参加申込み：47チーム（50校））

今後、予選審査会を8月9日（火）に鳥取県庁で行い、本大会に出場する20チームを選出します。

## 記

### 1 募集期間

平成28年5月9日（月）から6月30日（木）まで

### 2 参加申込み結果

以下のとおり。（詳細な高校名は、別紙のとおり。）

区分	第3回大会	参考	
		第2回大会	第1回大会
参加申込みチーム数※ (高校数)	61チーム (65校)	47チーム (50校)	41チーム (41校)
都道府県数	30都道府県	22都道府県	21都道府県

※ 複数校による合同チームや、1校から複数チームの参加申込みあり。

#### 【参考1】新規・昨年参加校の内訳

新規申込み※	昨年参加あり	合計
30チーム（32校）	31チーム（33校）	61チーム（65校）

※ 新規申込み校と昨年参加校との合同チームを含む。

#### 【参考2】県内の参加申込み校（6チーム（6校））（昨年は5チーム（5校）の申込み）

新規申込み	青翔開智高等学校、米子高等学校
昨年参加あり	鳥取城北高等学校、鳥取聾学校、境港総合技術高等学校、岩美高等学校

### 3 予選審査会

以下のとおり予選審査会を行い、本大会に出場する20チームを選出する。

- (1) 日時：平成28年8月9日（火）（予選審査結果について、発表会（公開）を行う。）
- (2) 場所：鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220番地）

### 4 本大会出場チームの選出

#### (1) 地方ブロック枠（6チーム）

応募チームを所在地別に6つの地方ブロック（北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）に振り分け、各ブロックで審査得点が最も高いチームを本大会出場チームに選出する。

#### (2) 得点順枠（13チーム）

（1）の選出チームを除き、審査得点が高い順に13チームを本大会出場チームに選出する。

#### (3) 開催地枠（1チーム）

（1）及び（2）の選出チームを除き、開催地（鳥取県）の応募チームで審査得点が最も高いチームを本大会出場チームに選出する。

## 5. 本大会について

- (1) 日程 平成28年9月25日(日) 午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 場所 倉吉未来中心大ホール(倉吉市駄経寺町212番地5)(一般席約950席)
- (3) 出場 予選審査を通過した20チーム
- (4) 交流会
  - ア 日 程 平成28年9月24日(土) 午後6時から8時まで
  - イ 場 所 鳥取短期大学体育館(シグナスホール2階)(倉吉市福庭854番地)
- (5) その他  
9月24日(土)に倉吉未来中心大ホールにて、リハーサルを行います。

### 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催要項

**1. 目的** ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を鳥取県で開催する。

#### 2. 大会概要

- (1) 大会名 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「本大会」という。）
- (2) 日 時 平成28年9月25日（日）午前9時30分から午後4時30分まで（時間は予定）
- (3) 会 場 倉吉未来中心 大ホール（鳥取県倉吉市駄経寺町212番地5）
- (4) 出 場 予選審査を通過した20チーム
- (5) 内 容 以下のとおり

- ①開会式（関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介）
- ②出場チーム演技（演技時間：1チーム当たり8分以内）
- ③ゲスト演技（手話パフォーマー）
- ④審査発表（審査員6名）
- ⑤表彰式（賞状等授与）
- ⑥総評
- ⑦閉会

3. 主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

4. 共 催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

5. 特別協賛 日本財団

6. 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟

7. 後 援  
（予定） 内閣府、厚生労働省、文部科学省、倉吉市、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、全国聾学校長会、全国高等学校文化連盟、朝日新聞厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国難聴児を持つ親の会、日本演劇教育連盟、日本障害フォーラム、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、TSK山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、(株)エフエム山陰、FM鳥取、DARAZ FM

#### 8. 参加資格

- (1) 平成28年度に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校高等部に在籍していること。
- (2) 本大会に参加することについて、在籍する校長の承認が得られていること。また、参加する生徒について、校長の推薦が得られていること。
- (3) 本大会に参加するに当たって、原則として在籍する学校の教職員が引率できること。
- (4) 原則として、本大会の全日程に参加できること。

#### 9. チーム編成

1 チームの編成は、同一校又は複数校で編成する連合チームの生徒及び引率者とし、生徒は演技者の他、必要に応じて介添えや演技の補助者も含めることができるものとする。人数は最大で生徒20人以内、引率者10人以内とする。なお、同一校からの複数チームの応募は認めるが、本大会に出場できるのは予選審査で同一校中、最上位であったチームのみとする。

## 10. 演技内容

- (1) 手話をを使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンスで、表情も含め手話を正確に使いながら、伝えようとする意志をしっかりと持ち、工夫された演出や構成と豊かな表現力により演じられるものとする。
- (2) 演技時間は、8分以内とする。
- (3) 情報保障の観点から、演技の中、歌詞やセリフ等には字幕を必ず表示させること。
- (4) 演技の補助として、準備に時間を要しない簡単な小道具、舞台装置、背景、スクリーン等のみ使用を認める。
- (5) 手話を観客等に見やすくするため、演技は間口10メートル、奥行5メートル程度のエリアで行うこと。

## 11. 審査方法

- (1) 主催者が委嘱した審査員が審査及び採点を行う。
- (2) 審査員は、予選審査会4名、本大会6名から構成し、審査員の中から主催者が審査員長を選出する。
- (3) 予選審査は、応募チームが提出した演技動画により審査員が行う。
- (4) 予選審査会及び本大会の審査基準、採点方法、演技時間の計測方法等は、別途定める。

## 12. 応募方法

- (1) 申込期間 平成28年5月9日(月)から6月30日(木)まで
- (2) 提出書類 別紙のとおり(省略)
- (3) 補足事項
  - ア (2)の書類は、それぞれ押印の上、13.の応募先まで郵送で提出すること。
  - イ 本大会における参加者の個人情報等については、別添(省略)のとおり取り扱うので、同意の上応募すること。
  - ウ 予選審査用の演技動画の提出期限は7月25日(月)とする。まずは、6月30日(木)までに参加申込みを行うこと。

## 13. 応募先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局(鳥取県庁福祉保健部障がい福祉課内)  
電話: 0857-26-7682 FAX: 0857-26-8136 Eメール: e-koushien@pref.tottori.jp

## 14. 参加料 不要

## 15. 助成金

出場チーム(生徒、引率者)に、次のとおり交通費、宿泊費の一部を助成する。

- ① 交通費(領収書必要)  
実費相当額を助成(1チーム当たり250,000円を上限とする)
- ② 宿泊費(領収書必要)  
実費相当額を助成(1チーム当たり50,000円を上限とする。)

## 16. 表彰

表彰区分は次のとおりとする。

- ① 優勝(賞状、優勝旗、メダル、副賞を授与する。)
- ② 準優勝(賞状、準優勝楯、メダル、副賞を授与する。)
- ③ 3位(賞状、メダル、副賞を授与する。)
- ④ 審査員特別賞(賞状、副賞を授与する。)
- ⑤ 全日本ろうあ連盟賞
- ⑥ 日本財団賞

## 17. 予選審査会

- (1) 日 程 平成 28 年 8 月 9 日(火)
- (2) 場 所 鳥取県鳥取市内で開催
- (3) 内 容 応募チームが提出した演技動画の審査を実施し、本大会に出場する 20 チームを選出する。
- (4) 結 果 当日、審査結果発表の様子についてライブ中継を行う。(当日夕方を予定。)
- (5) その他の 審査結果発表後、本大会の演技の順番について抽選を行い、決定することとする。

## 18. 交流会

- (1) 日 時 平成 28 年 9 月 24 日(土)午後 6 時から 8 時まで(時間は予定)
- (2) 場 所 鳥取県中部地区で開催
- (3) 内 容 出場チームやその他大会関係者が一同に会し、食事を交えて参加者同士の交流を深めるもの。

## 19. スケジュール

- 2 月 15 日(月) 開催告知
- 3 月 18 日(金) 開催要項公表
- 5 月 9 日(月) 参加申込み受付開始
- 6 月 30 日(木) 参加申込み締切
- 7 月 15 日(金) 参加者名簿等の提出締切
- 7 月 25 日(月) 予選審査用動画の提出締切
- 8 月 9 日(火) 予選審査会(結果発表、本大会演技順番、選手宣誓チーム決定)
- 8 月 31 日(水) ヒアリングシートの提出(演技内容の詳細(シナリオ、楽曲、使用機材・道具等))
- 9 月 24 日(土) リハーサル(本大会と同会場)、交流会
- 9 月 25 日(日) 本大会

## 20. その他

- (1) 参加者の交流を深めることから、本大会前日の 9 月 24 日(土)に開催する交流会は、原則として参加すること。(参加費は不要。)
- (2) 9 月 24 日(土)に本大会と同会場でリハーサルを開催する。なお、各チームのリハーサルのスケジュールは、事務局にて指定することとする。
- (3) 受賞チームは、本大会閉会後、可能な限り報道機関等のインタビューに応じること。
- (4) 演技上のセリフや歌詞等に対応させた字幕を必ず付与すること。なお、演技の字幕は、予選審査用動画においては映像の中に、本大会においては原則としてスクリーン(舞台後ろ)に表示されること。また、本大会における字幕の表示はパフォーマンスの表現の一環であることから、引率者等が自ら行うこと。(主催者側でセリフの要約筆記等は行わない。)
- (5) 演技で使用する小道具及び会場にない設備を使用(特殊な照明や音響等)する場合(準備が 1 分以内に完了できるものに限る。)は、原則として各チームにおいて用意すること。なお、これらの使用については、本大会前に舞台監督と詳細を打ち合わせすることとする。
- (6) 本大会において演技中に CD 音源を使用する場合、インターネット上での配信について著作権者の許可を得られないものについては、CD 音源部分の音声を消去した上で本大会当日のライブ映像及び後日公開する映像を配信することとする。なお、各チーム等が作成した音源(ピアノやプラスバンド伴奏、生徒の合唱等。CD 音源が含まれないもの。)については、著作権上、音声を消去する必要がない(ただし、音源の作成者の了解が得られたものに限る。)ことから、その音源も含めてライブ映像等を配信することができる。

# 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 予選審査及び本大会出場チーム選考実施要領

## 1 予選審査会の概要

- (1) 日程 平成28年8月9日(火)  
(2) 場所 島根県庁(島根県島根市東町一丁目220番地)  
(3) 補足
- ア 参加申込みが多数の場合、翌日10日(水)まで予選審査を行う場合がある。
  - イ 会場は変更する場合がある。
  - ウ 予選審査の結果発表は公開の上行うとともに、インターネット上でライブ中継する。

## 2 審査員

審査員は、ろう者2名及び聞こえる人2名の4名とし、このうち1名を審査員長とする。

## 3 審査方法

4の採点方法に基づき、各審査員が各チームの演技(動画)を審査、採点し、その合計を各チームの審査得点とする。

## 4 採点方法

- (1) 各審査員が、次の表に掲げる審査項目を担当項目別に採点する。

審査員	手話の正確性・ 分かりやすさ	演出力・ パフォーマンス度	合計
ろう者	(30点満点)	(30点満点)	(60点満点)
ろう者	(30点満点)	(30点満点)	(60点満点)
聞こえる人		(40点満点)	(40点満点)
聞こえる人		(40点満点)	(40点満点)
合計	(60点満点)	(140点満点)	(200点満点)

- (2) 各審査項目の採点の観点は次のとおりとする。

- ア 手話の正確性・分かりやすさ  
セリフ(音声表現、字幕)と手話が正しく表現されているか。表情も使って分かりやすく表現されているか。演技者が表現したい内容が伝わり理解できるか。
- イ 演出力・パフォーマンス度  
チームとしての一体感があるか。機知に富み観客を魅了する表現力、ひたむきさがあるか。演技者が込めた思いやメッセージがしっかりと伝わってくるか。構成や演出がよく工夫されているかどうか。

- (3) 演技等が次に該当する場合は、当該各号に記載のとおり失格又は審査得点から減点とすることとし、審査員の協議(減点の点数の定めがないものは、その点数も含む。)により決定する。なお、協議の結果、意見がまとまらない場合は、審査員長が決定する。

項目	内容
差別的表現、わいせつ表現、特定の個人・団体の誹謗中傷、その他公序良俗に反する内容が含まれる場合	失格
第三者の権利を侵害する内容が含まれる場合	失格
本大会では準備に大幅に時間を要する又は使用(再現)できないことが明らかな大道具、設備、演出等の使用	失格
動画の中に字幕が全くない場合	失格
動画制限時間(3分)の超過(1分超)	失格
動画制限時間(3分)の超過(1分以内)	10点減点
その他、定められた動画の撮影方法に反した場合※	10点減点
その他、不適切と認めた演技又は行為	失格又は減点

※ 「その他、定められた動画の撮影方法に反した場合」とは、以下のとおりとする。ただし、その違反の程度が軽微で、審査に影響がない場合を除く。

- ・演技者の正面で撮影していない場合。
- ・カメラを固定せず、ズームやワイド等の倍率の変更及びカメラを移動させて撮影している場合。
- ・演技の構成上明らかに必要ないにもかかわらず、演技の演出に背景を使用していること。
- ・演技者の全身が表示されていない場合。ただし、前後の列となる場合の後列の演技者や着席している場合は、手話が見えるよう少なくとも上半身を表示させればよい。
- ・映像の明度が非常に低く、演技者の表情や手話がよく見えない場合。
- ・字幕が認識しづらい場合（文字の大きさが非常に小さい、文字色が薄い、背景と同化しているなど）。
- ・字幕を固定して表示していない（文字が流れる字幕表示をしている）場合。

## 5 本大会出場チームの選出

### (1) 地方ブロック枠（6チーム）

応募チームを所在地別に6つの地方ブロック（北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中四国ブロック、九州・沖縄ブロック）に振り分け、各ブロックで審査得点が最も高いチームを本大会出場チームに選出する。

### (2) 得点順枠（13チーム）

(1) の選出チームを除き、審査得点が高い順に13チームを本大会出場チームに選出する。

### (3) 開催地枠（1チーム）

(1) 及び(2) の選出チームを除き、開催地（鳥取県）の応募チームで審査得点が最も高いチームを本大会出場チームに選出する。

### (4) 補足

ア 各地方ブロック内において応募がないとき又は(1) 及び(2) の選出チームを除き開催地で他に応募チームがないときは、そのチームの数を得点順枠の本大会選出チームの数に加えることとする。

イ 審査得点が同点となり、順位を審査得点では決められない場合は、審査員長が順位を決定する。

## 6 本大会での演技順

(1) 開催地枠の選出チームが最初に演技を行う。なお、開催地枠の選出チームがない場合は、(2) のAグループを10チームとする。

(2) 2番目以降の演技順については、残りの19の本大会出場チームを2つのグループに分け、審査得点が下位の9チームをAグループ、上位の10チームをBグループとして、各グループ内で演技順を抽選する。本大会ではAグループ、Bグループの順に演技する。

なお、当該抽選は予選審査結果の発表後に統いて行う。

## 7 予選審査結果の通知及び公表

(1) 応募チームに対し、予選審査結果（本大会出場又は落選）、審査得点及び審査員評（審査員名は非公開）を通知する。ただし、失格又は辞退した応募チームについては、通知しない。

(2) 本大会出場チームについては、チーム名及び審査得点を大会公式ホームページに掲載する。

## 8 その他

(1) 予選審査結果の発表時に抽選を行い、選手宣誓を行うチームを決定する。

(2) 予選参加の申込みを行ったものの、期限までに予選審査用の動画を提出しなかったチームは、失格とする。

(3) 応募チームは、予選審査会の前日までに予選の参加を辞退することができる。

【別記】地域ブロックについて

ブロック名	都道府県名	ブロック名	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	近畿ブロック	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县
関東ブロック	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	中国・四国ブロック	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
中部ブロック	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	九州・沖縄ブロック	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

## 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 参加申込みチーム一覧

ブロック名	番号	高 校 名	よみ	都道府県	初参加
北海道・東北ブロック (6チーム)	1	札幌平岸高等学校	さっぽろひらぎし	北海道	○
	2	石狩翔陽高等学校α	いしかりしょうよう	北海道	
	3	石狩翔陽高等学校β	いしかりしょうよう	北海道	
	4	美唄聖華高等学校	びばいせいいか	北海道	
	5	新得高等学校	しんとく	北海道	
	6	鶴岡中央高等学校	つるおかちゅうおう	山形県	○
関東ブロック (11チーム)	7	松井田高等学校	まついだ	群馬県	○
	8	大川学園高等学校	おおかわがくえん	埼玉県	
	9	グラーク記念国際高等学校東京キャンパス		東京都	
	10	中央ろう学校		東京都	○
	11	豊南高等学校	ほうなん	東京都	
	12	秀明八千代高等学校	しゆうめいやちよ	千葉県	○
	13	大泉桜高等学校	おおいずみさくら	東京都	
	14	立川ろう学校	たちかわ	東京都	○
	15	野津田高等学校	のづた	東京都	
	16	横浜南陵高等学校	よこはまなんりょう	神奈川県	
	17	二俣川看護福祉高等学校	ふたまたがわ	神奈川県	
中部ブロック (11チーム)	18	平塚湘風高等学校	ひらつかしょうふう	神奈川県	
	19	神奈川工業高等学校	かながわこうぎょう	神奈川県	
	20	立花学園高等学校	たちばながくえん	神奈川県	○
	21	小田原総合ビジネス高等学校	おだわらそうごう	神奈川県	○
	22	茅ヶ崎高等学校	ちがさき	神奈川県	○
	23	藤沢総合高等学校	ふじさわそうごう	神奈川県	○
	24	田嶋浜高等学校	たつるはま	石川県	
	25	啓新高等学校	けいしん	福井県	
	26	身延山高等学校	みのぶさん	山梨県	
	27	掛川工業高等学校	かけがわこうぎょう	静岡県	○
	28	桜花学園高等学校A	おうかがくえん	愛知県	
近畿ブロック (14チーム)	29	桜花学園高等学校B		愛知県	
	30	南陽高等学校	なんよう	愛知県	○
	31	岡崎東高等学校	おかざきひがし	愛知県	○
	32	安城生活福祉高等専修学校	あんじょうせいかつ	愛知県	
	33	杏和高等学校	きょうわ	愛知県	
	34	海翔高等学校	かいじょう	愛知県	○
	35	朝明高等学校	あさけ	三重県	○
	36	伊賀白鳳高等学校	いがはくほう	三重県	
	37	八幡高等学校	はちまん	滋賀県	
	38	京都府立聾学校	きょうとぶりつろう	京都府	
	39	京都八幡高等学校南キャンパス	きょうとやわた	京都府	○
	40	クラーク記念国際高等学校大阪梅田キャンパス		大阪府	○
	41	芦間高等学校	あしま	大阪府	○
中四国ブロック (10チーム)	42	福井高等学校	ふくい	大阪府	○
	43	松原高等学校	まつばら	大阪府	
	44	鳴尾高等学校	なるお	兵庫県	○
	45	社高等学校	やしろ	兵庫県	○
	46	奈良県立ろう学校		奈良県	
	47	聖心学園中等教育学校	せいしんがくえん	奈良県	○
	48	橋本高等学校	はしもと	和歌山県	○
	49	鳥取城北高等学校	ととりじょうほく	鳥取県	
	50	鳥取聾学校	ととりろう	鳥取県	
	51	青翔開智高等学校	せいしうかいち	鳥取県	○
	52	米子高等学校	よなご	鳥取県	○
九州・沖縄ブロック (9チーム)	53	境港総合技術高等学校	さかいみなどうごう	鳥取県	
	54	岩美高等学校	いわみ	鳥取県	
	55	萩高等学校	はぎ	山口県	○
	56	高松南高等学校	たかまつみなみ	香川県	○
	57	宇和高等学校	うわ	愛媛県	○
	58	領北高等学校	れいほく	高知県	
	59	三井高等学校	みい	福岡県	
	60	唐津青翔高等学校	からつせいしよう	佐賀県	○
	61	嬉野高等学校	うれしの	佐賀県	
	62	神埼清明高等学校	かんざきせいめい	佐賀県	○
	63	平戸高等学校	ひらど	長崎県	○
	64	熊本聾学校	くまもとろう	熊本県	
	65	大分東明高等学校	おおいたとうめい	大分県	
	66	佐伯豊南高等学校	さいきほうなん	大分県	○
	67	真和志高等学校	まわし	沖縄県	

[参考] 申込み数 ※( )は、昨年(第2回大会)の実績

・チーム数 61 (47) チーム

・高校数 65 (50) 校

・都道府県数 30 (22) 都道府県

## 「手話を広める知事の会」設立について

平成28年7月19日  
障がい福祉課

手話言語を全国に広げ、手話言語法（仮称）の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指すため、全日本ろうあ連盟と連携し、全国の都道府県知事を対象としたネットワーク「手話を広める知事の会」を設立することとしました。

設立にあたっては、7月21日（木）に東京において、設立イベント及び手話言語フォーラムを下記のとおり開催する予定です。

### 記

#### 1 設立経緯

全日本ろうあ連盟の久松事務局長から平井知事に対し、手話言語法の制定を求める動きを地方から起こすため、知事によるネットワークを作つてほしい、その世話役を、手話言語条例を全国で初めて制定した鳥取県が担つてほしい、という要請をいただいた。

平井知事も、障がい者施策や手話の普及に力を入れていることから、この要請に賛同した。

#### 2 目的

本会は、手話言語を全国に広げ、手話言語法（仮称）の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

#### 3 事業

- (1) 手話言語を全国に広げるための事業
- (2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

#### 4 会員

手話言語条例を平成27年度末までに制定した県を始めとする全部道府県のうち、本会の趣旨に賛同する都道府県知事

#### 【参考】本会への賛同表明状況（7月12日時点）

賛同する (24道府県)	賛同しない (3都県)	このたびは見送る (4県)
北海道、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、 <u>埼玉県</u> 、 <u>千葉県</u> 、 <u>神奈川県</u> 、新潟県、 <u>長野県</u> 、 静岡県、愛知県、 <u>三重県</u> 、京都府、兵庫県、 <u>鳥取県</u> 、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、沖縄県	秋田県、東京都、 佐賀県	青森県、福岡県、 長崎県、熊本県

※下線は手話言語条例制定県（8県）

※未回答 16府県

#### 5 設立イベント（案）について

「手話を広める知事の会」立ち上げ時に、イベントを開催する。

##### (1) 日時

平成28年7月21日（木）9:30～10:50（終了後（11:00～11:20）記者会見を予定）

##### (2) 会場

参議院議員会館 1階「講堂」（東京都千代田区永田町2-1-1）

(3) 目的

- ・手話言語を全国に広げるため、条例制定の効果を対外的に強くアピールする。
- ・取組や現状について情報共有をし、今後の課題について解決策を検討する。
- ・各都道府県のろうあ団体に対しては、自治体との連携協力を促す。

(4) 対象者

- ・全都道府県職員、ろうあ団体

(5) 内容(案) <全日本ろうあ連盟と調整中>

【第1部】設立イベント [9:30~10:50] (11:00~11:20 記者会見)

- ①9:30 総会
  - ・代表発起人挨拶
  - ・設立経緯説明
  - ・設立宣言
- ②応援の挨拶
- ③記念講演 (講師: 笹川陽平 日本財団会長)
- ④基調報告
- ⑤手話言語条例制定県による事例発表 (鳥取県)
- ⑥10:50 閉会
- ⑦11:00~11:20 記者会見

※本会設立の機運を更に盛り上げるため、午後に第2部として「手話言語フォーラム」を企画。

【第2部】手話言語フォーラム [13:00~15:00]

- ①13:00 開会
- ②条例制定県による事例発表
- ③ミニ講演
- ④全国手話言語市区長会の取組
- ⑤総括
- ⑥15:00 閉会

【参考】「手話言語市区長会」について

- (1) 設立 平成28年6月8日(水) ※同日午後、設立総会・フォーラム開催
- (2) 目的 全国に「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」「障害者差別解消条例」の制定を拡充し、国に「手話言語法」「情報コミュニケーション法」制定を求め、法整備を進めることにより、聴覚障害者の自立と社会参加の実現をめざすとともに、各自治体における手話等に関する施策展開の情報交換等を行う。
- (3) 会員 7月1日時点、260を超える市区長が入会。鳥取県内4市の市長も入会済。

# 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた 障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の取組状況について

平成28年7月19日  
障がい福祉課

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの中で障がい者の芸術文化活動を振興していくため、平井島取県知事が発起人となって平成28年3月30日に設立した「知事連盟」の全国への拡大に向けた取組状況、キックオフイベントの準備状況を報告します。

## 1 知事連盟への加盟都道府県の拡大状況

知事連盟の取組を全国に広めていくため、加盟していない道府県に働きかけを行い、多くの道府県から賛同を得て、加盟都道府県が32（7月12日現在）となりました。未加盟の府県に対しては継続して働きかけを行います。

### ○設立時の都県（13都県からスタート）

宮城県、福島県、東京都、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

### ○新たに加盟していただいた道府県（19道府県）

北海道、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、島根県、香川県、愛媛県

## 2 知事連盟のキックオフイベントの準備状況

鳥取県（米子コンベンションセンター）において平成28年10月30日に開催する知事連盟のキックオフイベント「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」に向け、多くの加盟都道府県にイベントに参加していただくなどの準備を進めています。

### ○加盟都道府県の参加状況（※調整中を含む。）

・舞台発表 5県（長野県、広島県、山口県、徳島県、宮崎県）  
・作品展示 10都県（東京都、長野県、三重県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県）

※新たに知事連盟に加盟していただいた道府県にも追加で出演・出展依頼中。

### ○海外の参加状況

国際的なイベントとして海外に向けてPRするため、鳥取県の交流4地域（韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県）から、舞台発表又は作品展示への参加を要請中。

### ○国のキックオフイベントの公式サイドイベントに認定

国の文化プログラムのキックオフイベントである「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の公式サイドイベントに、知事連盟のキックオフイベントが7月1日付で認定されました。

#### ＜参考：スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの概要＞

・開催期日、場所 平成28年10月19日～20日 京都（ロームシアター京都他）  
平成28年10月20日～22日 東京（六本木ヒルズ他）  
・内容案 基調講演（IOC会長・IPC会長等）、障がい者とスポーツ・文化に係る国際シンポジウム、歌舞伎、能、音楽、舞踊等のパフォーマンス等

### ○国の「文化を通じた機運醸成のための試行プロジェクト」に採択

内閣官房が公募して実施する「文化を通じた機運醸成のための試行プロジェクト」に、知事連盟のキックオフイベントが7月5日付で採択されました。

#### ＜参考：文化を通じた機運醸成のための試行プロジェクトの概要＞

・内容 東京オリパラ大会への関心を高め、開催に向けた機運醸成のため、日本文化の魅力を世界に発信し地域活性化につなげる試行プロジェクトを公募して実施する。  
・経費 1件あたり1,000万円を上限。（国の委託費）  
・選定 一次公募、二次公募の2回の公募で30件を採択。  
　　今回は一次に公募し採択となった。（応募71件、採択8件）

# 「県立鹿野からみ園」における不適切な身体拘束（虐待）事案に係る対応状況について

平成28年7月19日

障がい福祉課

障害者支援施設「県立鹿野からみ園」(指定管理者:鳥取県厚生事業団。以下「事業団」という。)において、3名の利用者に対して、日常的に一定の時間帯、居室外に出ることができないよう長期間にわたって居室の施錠(身体拘束)が行われていた虐待事案に関して、現在、以下のとおり対応していますので報告します。

## 1 事業団に対する原因究明及び再発防止策の報告徴収

「鳥取県立鹿野からみ園及び鹿野第二からみ園の管理運営に関する協定書」に基づき、この度の事案が発生した原因を究明するとともに、施設職員の意識改革及び人材育成、虐待防止のための実効性ある法人及び施設の管理体制の整備、利用者本位の視点での適切な人員配置の観点を踏まえた改善状況や再発防止策を7月20日までに報告することを事業団に求めている。また、併せて、今回事案の3名の利用者に対する支援状況等を毎月報告することも求めている。

## 2 事業団以外の社会福祉法人が運営する他の障害者支援施設及び障害児入所施設の緊急立入調査

事業団以外の社会福祉法人が運営する障害者支援施設(県内13箇所、6/21~30)及び障害児入所施設(県内4箇所、7/4~8)の緊急立入調査を行った結果、いずれの施設も問題ないものと認められた。なお、今回の緊急立入調査にあたっては、従来の職員聞き取りや書類確認による調査に加え、利用者の状況や居室等の現場確認を重点的に行った。調査対象施設は以下のとおり。

圏域	障害者支援施設名	障害児入所施設名
東部	松の聖母学園及び松の聖母学園成人寮((福)あすなろ会)	松の聖母学園(児童部)((福)あすなろ会) 鳥取医療センター((独法)国立病院機構)
中部	障害者支援施設 敬仁会館((福)敬仁会) 希望の家及び若竹の家((福)希望の家) みのりサングリーン及びサンジュエリー(福)みのり福祉会) ヴェルヴェチア((福)十仁会)、トーゲン倉吉((福)あゆみ会)	県立皆成学園
西部	もみの木園((福)もみの木福祉会)、光洋の里((福)しらゆり会) 米子ワークホーム((福)光生会)、祥福園((福)祥和会)	県立総合療育センター

## 3 障がい福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止に関する臨時の研修の実施 (7月19日)

○実施場所 東部(県立福祉人材研修センター)、西部(米子市淀江文化センター)

○対象 障がい福祉サービス事業所等職員、運営法人の管理職員

○講師:佐藤彰一氏(弁護士/國學院大学法科大学院教授)

同氏は、平成25年11月に発覚した千葉県県立袖ヶ浦総合福祉センターでの虐待死亡事件における第三者調査委員の座長を務めている。

## 4 本県独自の不適切な身体拘束を防止するための手引きの作成

障がい者等の権利擁護の有識者、知的障がい者の入所施設等の職員など、現場や当事者に近い立場の者からなる検討会を設置して、障がい者の権利を守り、適切な支援等を行う判断基準となるような実効性のある手引きを作成する。

## 5 事業団が運営している施設の施設長会での指導

7月1日に事業団は、運営している全施設(高齢・障がい)の施設長及び次長を招集し、今回事案の説明、問題点及び改善策の検討を行う会を開催したが、県福祉保健部長が出席して会の冒頭に遺憾の意を示すとともに、組織的に再発防止に取り組むことを強く求めた。

## 介護事業所職員の個人情報を記載した文書の誤送付について

平成 28年 7月 19日  
長寿社会課

介護事業所への郵送書類を袋詰めした際、他の事業所職員に係る個人情報（1名）の記載された文書を、誤って同封し送付していたことが、この度判明いたしました。

このため、同封した文書に個人情報が記載されていた職員及び介護事業所に対して謝罪するとともに、併せて、個人情報の管理について注意喚起及び再発防止を徹底する措置を行いました。

### 1 事案判明日時

平成 28年 6月 22日（水）午後 3時 45分頃

### 2 誤って送付した文書の記載内容

喀痰吸引業務従事者 1名の氏名、生年月日、登録年月日、登録番号

### 3 事案判明の経過と対応

・介護事業所 A に県長寿社会課より書類（※1）を送付（平成 28年 6月 8日）。

　※1 介護事業所 A から以前に提出されていた「喀痰吸引業務従事者認定に係る申請書類」を、記載の修正を求めるため送付

・介護事業所 A が県長寿社会課に返送書類（※2）を提出（平成 28年 6月 22日）。当該返送書類には、他の介護事業所 B に所属する職員 C 氏の個人情報の記載された文書（※3）が同封されていた。

　※2 介護事業所 A が県長寿社会課の指摘を踏まえて修正した申請書類

　※3 喀痰吸引業務従事者 C 氏の認定に関して県が作成した起案文書

・介護事業所 A に確認したところ、県長寿社会課から介護事業所 A への書類送付の際に、誤って当該文書が同封されていたことが判明（平成 28年 6月 22日）。

・本事案が判明した直後に、県長寿社会課より C 氏に対して電話で経緯の説明と謝罪を行い、併せて、介護事業所 A の事務担当者及び介護事業所 B の事務担当者にも経緯の説明と謝罪を行った。

（C 氏に対して、自宅又は職場の訪問による直接の謝罪を申し出たが、電話での謝罪で了解しており、対面での謝罪は必要ないとされた。）

### [本事案の発生した原因]

・郵送書類を袋詰めする作業を机上で行った際に、関係のない個人情報の記載のある文書

を同じ机上に置いたまま作業していたこと。

・申請書類を封入する際の書類内容の確認の徹底を怠ったこと。

### 4 再発防止に向けた対応

#### 《個人情報の厳正な管理の徹底》

・個人情報の書類について、その都度、厳正に管理を行う。

・書類を封入する際、送付する書類の内容確認を複数の職員で行うことを徹底する。

#### 《個人情報に係る職員に対する改めての意識啓発》

・個人情報の管理について、当課の全職員に対し注意喚起するとともに、再発防止のための課内研修を実施した。

・部内各課の全職員に対しても、各所属長から個人情報の管理の徹底について注意喚起を行った。

・今後も定期的に各所属長による個人情報の管理の確認及び意識啓発を行う。

# えんトリー（とっとり出会い系サポートセンター）の状況について

平成28年7月19日  
子育て応援課

平成27年12月16日を開所した、えんトリー（とっとり出会い系サポートセンター）において、成婚カップルが誕生（6月5日入籍）しました。

第1号の御成婚にあたり、6月24日に記念品贈呈式を行いました。

## 1 御成婚第1号カップルへの記念品贈呈式

- (1) 日時 平成28年6月24日(金) 13時から13時20分まで
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者 御成婚されたお二人  
平井鳥取県知事夫妻  
藤本(一社)鳥取県法人会連合会会长(えんトリー運営委託先)
- (4) 内容
  - ・お二人から、知事夫妻・藤本会長への成婚報告(自己紹介等)
  - ・知事夫妻、藤本会長それぞれから、お二人へ祝福の言葉
  - ・鳥取県・法人会連合会からそれぞれ記念品を贈呈
  - ・出席者による記念撮影

## 2 えんトリーの登録等の状況【平成28年6月30日時点】

本登録会員数	801名(うち男性504名、女性297名)
お引合せ申込者数	988名(延べ数)
お引合せ成立組数	194組
カップル成立組数	73組
成婚組数	1組

## 3 とっとり婚活応援フェスタについて

結婚を希望する者がより早期に結婚へと結びつくことができるよう、地域全体で結婚に向けて支援するという機運の醸成を図るため、とっとり婚活応援フェスタを開催しました。

- (1) 題名 「とっとり婚活応援フェスタ COOL&BEAUTY 自分磨き×恋活・婚活」

～一人でも多くの希望をかなえるために、新たな連携へ～

- (2) 日時 7月18日(月・祝) 12時～16時30分

- (3) 会場 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町)

- (4) 内容 ①オープニングアクト

シンガーソングライター h a c t oによるミニライブ

- ②トークイベント

演題：「ステキな出会いにつながるライフデザイン」

～理想のパートナーに出会うための「婚活の地図」の作り方～

講師：田中御早希(フリーアナウンサー)

- ③実践講座(独身男性・独身女性向け)

演題：「男女モデルが着せ替え！見て分かる実践コーディネート講座」

「プロカメラマンが教える自撮りテクニック講座」

講師：山本リエ(イメージアップコンサルタント 第一印象評論家)

- ④自分磨き体験イベント

ヘアメイク、マッサージ、ファッショニコーディネート、ウェディングドレス試着等、全12種類の自分磨き体験ができるブースを設置。

- ⑤その他

上記のほか、企業・イベント実施団体向けセミナー、えんトリーの出張登録相談会、市町村の婚活の取組についてのパネル展示等も実施。

## 第2回とつとり型の保育のあり方研究会の開催概要について

平成28年7月19日  
子育て応援課

下記のとおり「とつとり型の保育のあり方研究会」の第2回の会議を開催しました。

### 記

1 日時 平成28年7月4日（月） 10：00～12：00

2 場所 とりぎん文化会館 第5会議室

#### 3 主な内容

保育所、幼稚園及び市町村の委員からの現状報告等の後、意見交換を行った。

今後、関係者からのヒアリングを行うとともに、7月から9月にかけて、家庭内保育及び野外保育について、県民電子アンケート及び各保育所等へのアンケート調査を行うこととした。

#### ・意見交換における主な発言内容

##### ○保育料無償化・家庭内保育への支援について

- ・家庭内保育への支援は、「待機児童、保育士不足の解消」と「保護者ニーズに応える」という視点があると思うが、家庭内保育に支援することによって「働きたい」「保育所を利用したい」という保護者の気持ちを抑制してしまうと「本来の保護者ニーズ」とかけ離れたものになってしまう。（学識経験者）
- ・家庭内保育へ支援する場合に、保育料無償化をネガティブなものとして捉えてはいけない。（学識経験者）
- ・低年齢児の保育所入所については、市部では少なく、山間部では多くなっており、これらの地域差があることを考慮してヒアリングを行っていく必要がある。（学識経験者）
- ・様々な家庭があり、それぞれに想いがあるため、家庭内保育への支援により低年齢児の保育形態を保護者が選択できることになれば素晴らしいことである。（公募委員）

#### 4 今後のスケジュール

時期等	内容
第3回（8月）	ヒアリング<保育料無償化（家庭内保育）> 保育士、保健師、子育て支援センター職員、家庭内保育を支援している市町村担当者、女性活躍推進に係る有識者、経営者協会
第4回（9月）	ヒアリング<野外保育> 森のようちえん実施者、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭
第5回（10月）	・ヒアリング結果の検討 ・アンケート調査結果の検討 ・中間とりまとめ
第6回（11月）	・とりまとめたき台、課題整理、追加調査
第7回（12月）	・とりまとめ

# 県内の保育士等の処遇の状況について

平成28年7月19日  
子育て応援課

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度により制度化された私立の保育所等に対する「処遇改善等加算」の申請時点の計画より、県内の保育士等の処遇の状況をまとめましたので報告します。

## 1. 調査の概要

調査対象：県内の私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所 合計：91施設（1,916人）

調査時点：平成27年12月

調査内容：常勤（週30時間以上）保育士・保育教諭の年間給与、勤続年数（職歴通算）

## 2. 調査結果

### （1）各施設の平均勤続年数

県内の保育所等における職員1人あたりの平均勤続年数は、11.4年となっている。

平均勤続年数 (加算率※)	7年未満 (5~11%)	7~8年 (12~13%)	9~10年 (14~15%)	11~12年 (16%)	13~14年 (16%)	15年以上 (16%)
施設数	3	10	22	27	17	12
分布割合(%)	3.3%	11.0%	24.2%	29.7%	18.7%	13.1%

※処遇改善等加算は、施設ごとの職員1人当たりの平均勤続年数に応じて、施設ごとに加算率（5～16%）が設定されている。

### （2）勤続年数別平均賃金（平成27年4月計画時点）

【保育士・保育教諭平均給与（単位：千円）】

勤続年数	改善前①		改善後②		改善額 (③=②-①)	
	年間給与 (A)	月額平均 (B=A/12)	年間給与 (A)	月額平均 (B=A/12)	年間給与	月額平均
0～2年	2,082	174	2,172	181	+90	+7
3～5年	2,263	189	2,368	197	+105	+8
6～10年	2,516	210	2,630	219	+114	+9
11～15年	2,808	234	2,945	245	+137	+11
16～20年	3,104	259	3,216	268	+112	+9
21年～	3,447	287	3,585	299	+138	+12

※年間給与は、基本給、手当（退職手当除く）、賞与・一時金及び法定福利費の事業主負担分を含む。

【役職職員平均給与（単位：千円）】

役職	平均 勤続 年数	改善前①		改善後②		改善額 (③=②-①)	
		年間給与 (A)	月額平均 (B=A/12)	年間給与 (A)	月額平均 (B=A/12)	年間給与	月額平均
園長	31	5,186	432	5,433	453	+247	+21
主任等	23	4,013	334	4,165	347	+152	+13

## （参考）

### 1 平成26年賃金構造基本統計調査結果の概要

厚生労働省が毎年7月に実施している「賃金構造基本統計調査」の結果は下記のとおり。

【平成26年賃金構造基本統計調査（所定内給与額（12ヶ月分）と年間賞与その他特別給与額の合計）】

	鳥取県			全国		
	年齢	勤続年数	年間給与額	年齢	勤続年数	年間給与額
保育士	33.6歳	7.4年	2,792千円	34.8歳	7.6年	3,091千円
全職種平均	41.4歳	10.8年	3,429千円	42.1歳	10.8年	4,023千円
差	△7.8歳	△3.4年	△637千円	△7.3歳	△3.2年	△932千円

### 2 ニッポン一億総活躍プラン抜粋

保育士の処遇については、更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。

## 岩美町における乳児死体遺棄事件について

平成28年7月19日  
青少年・家庭課

6月上旬に岩美町において発生した生後間もない乳児の死体遺棄事件について、母親が逮捕されたことを受けて、今後の対応を協議するため、緊急の児童相談所長会議を7月14日に開催いたしましたので報告します。

### 記

#### 1 今回の事件の概要

6月6日に岩美町内の雑木林に生後間もないとみられる女の子の赤ちゃんの遺体が発見され、鳥取署が死体遺棄事件として捜査をしていたところ、7月13日に死体遺棄の容疑で岩美町内に住む35歳の母親が逮捕された。

<現時点で児童相談所が把握できていること>

- ①町への妊娠届が提出されていなかった。
- ②児童相談所との関わりはなかった。
- ③町の要保護児童対策地域協議会の対象ケースではなく、過去に虐待の通告もない世帯である。

#### 2 児童相談所長会議での確認事項

##### (1) 再発防止策の検討に向けて児童相談所として調査を行う

- ・家族、親族の状況
- ・これまでの関係機関との関わり
- ・妊娠届が提出されなかった理由 等

##### (2) 検証委員会を開催する

児童虐待防止法に基づき、第三者による検証委員会を開催する。

(時期については、捜査状況や児相による調査の進捗状況を踏まえ、今後検討)

## 障がい児の通所支援を行う事業所に対する誤った指導について

平成28年7月19日

東部福祉保健事務所

子ども発達支援課

東部福祉保健事務所が、障がい児支援を行う事業所に対して、定員設定に関して誤った指導を行った結果、事業所のサービス報酬額や利用者の負担額が本来の金額より少なくなっていたことが判明いたしました。

このため、該当事業者及び利用者（保護者）に謝罪を行うとともに、併せて、再発防止策を講じ、適正な事業所指定事務に努めます。

### 1 経過

- ・NPO法人Aが「児童発達支援」（未就学児）及び「放課後等デイサービス事業」（就学児対象）の2つの障害児通所支援事業を一体的に実施する事業所（定員10名）を立ち上げ、平成28年4月1日付で当所が児童福祉法に基づく事業所指定を行った。
- ・指定に当たり、今回のケースのように合計の定員が10名で複数の事業を一体的に行う「多機能型事業所」の場合は、「合計の定員のみを設定」すればよいが、当所が誤って「個々の事業毎に定員を設定」するように指導した。
- ・この結果、NPO法人Aは「児童発達支援（定員5名）」、「放課後等デイサービス（定員5名）」と設定した。
- ・5月24日に、当該法人Aから定員等の変更について相談があり、手続きを確認している際に当初の指導が誤っていたことが判明した。
- ・定員設定の誤りによる影響は次のとおり。

#### 【影響の範囲】

- ・4月16日（土）の放課後等デイサービス事業の利用者が10名であったため、4月分のサービス報酬額の算定に当たり、減算規定（利用人員が定員の1.5倍以上となった場合に報酬額を30%減額）を適用

#### 【事業所への報酬額への影響】 △18,700円

- ・4月16日分の請求額 4,360円×10人 = 43,600円
- ・正しい請求額 6,230円×10人 = 62,300円 } 差額 △18,700円

#### 【利用者の個人負担額への影響】 155円～187円

- ・上記により、個人負担額（報酬額の1割）が本来の額よりも安く算定（保護者の所得に応じた負担上限額に達した利用者もあったため、実際に影響が生じたのは5名（4名は187円、1名は155円））

### 2 事業者等への対応

- ・事業者に対しては、5月24日に直接謝罪を行いました。また、事業者から利用者に今回の件を説明するための県の謝罪文書の作成を依頼されたので、利用者への謝罪文書を作成し、事業所を通して配布、説明していただいた。
- ・利用者に直接謝罪したい旨を事業者に申し入れ、事業者から利用者の意向を確認していただきましたが、6月27日までに「直接の謝罪は不要」との回答がありました。

### 3 今後の対応

- ・再発防止の対策として、次のような対応を行います。
- ・研修を実施して事務処理に当たる担当者の資質向上を図る。
- ・事業所指定事務の際に必要となるチェックリストを作成（見直し）、事前確認を徹底し、根拠となる法令や通知等の解釈に疑義がある場合は、所管課等への確認を徹底する。

# 蚊媒介感染症（ジカ熱等）への対応について

平成28年7月19日  
健康政策課

中南米を中心に流行が確認されているジカウイルス感染症などの蚊媒介感染症について、国内における蚊の活動時期を迎えるとともに、今夏は、流行地であるブラジルでリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、市町村等関係者による連絡会議を開催し、本県における蚊媒介感染症に対する発生防止対策等の情報共有を図りました。

## 1 烏取県蚊媒介感染症対策担当者会議

- (1) 開催日時 7月4日（月）午後3時～4時30分  
(2) 場所 災害対策本部室、中・西部総合事務所（テレビ会議）  
(3) 参加機関 市町村感染症担当課、県庁内関係課、広島検疫所境出張所  
(4) アドバイザー 烏取大学医学部附属病院感染制御部長 千鶴浩樹（ちづるひろき）教授  
                  烏取大学農学部 金 京純（きん けいじゅん）助教  
(5) 内容 ○ジカウイルス感染症の発生状況について  
      ○蚊媒介感染症対策について  
      ○媒介蚊について（講師：烏取大学農学部 金 助教）

## 2 蚊媒介感染症に対する対策

### （1）対策の概要（鳥取県蚊媒介感染症対応マニュアルより）

No	発生状況	対策の概要
ア	県内における感染例が発生していない段階	<p>① 媒介蚊（ヒトスジシマカ）の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○生息場所（やぶ、草むら等）の対策・・・草刈り・草取りの実施。</li><li>○幼虫駆除対策・・・たまり水をなくすため、不要な物の片付け実施。 ⇒施設管理者への周知を上記1の会議で依頼。</li></ul> <p>併せて、市町村、県庁内各課に媒介蚊の発生防止対策の実施を通知。</p> <p>② 県民への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○虫除けスプレーを利用する等の蚊に刺されないための対策実施。</li><li>○流行地へ渡航する場合の対応。<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦等は可能な限り流行地への渡航を控える。（ジカウイルス感染症）</li><li>・渡航中の虫除けスプレーの利用、長袖、長ズボンの着用など</li></ul></li><li>⇒保健所、市町村の相談窓口に、流行地に渡航した妊婦等からの相談があった場合、専門の医療機関を積極的に紹介することを上記1の会議で確認。</li></ul>
イ	県内における感染例が発生した時期	<p>③ 感染源の特定と感染拡大・伝播の対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⇒患者聞き取り等により推定感染場所を特定した上で、立ち入り規制や蚊の駆除、生息調査を関係機関と連携し速やかに実施することを上記1の会議で確認。</li></ul> <p>④ 県民への注意喚起の強化</p>

### （2）現状（県内での患者未発生時）の対応状況

#### ア 県民への周知等

- 県民に対して、ホームページで注意喚起を実施。
- 旅券窓口に流行地渡航時の注意情報を掲出し、渡航者に情報提供。
- 相談窓口を、保健所（本年1月）及び市町村（本年4月）に設置。

#### イ 医療等の対応

- 医療関係者に対し、ジカウイルス感染症が疑われる患者を診察した場合は、保健所への情報提供実施について、本年1月に依頼。（→情報提供があった場合、衛生環境研究所で検査を実施。）

## 3 今後の対応

引き続き県民等へ情報発信、注意喚起を行っていくとともに、新たな知見等が得られた場合はマニュアルの整備、関係機関への情報提供を行い、万が一、県内における感染例が発生した場合に速やかな感染拡大防止措置が行える体制整備を継続していくこととしています。

## 〈参考1：ジカウイルス感染症とは〉

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネッタイシマカやヒトスジシマカなどの蚊によって媒介されるジカウイルスによる感染症。</li> </ul> <p>※ヒトスジシマカ（いわゆるヤブカ）は、日本にも生息している。</p>
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、結膜炎、疲労感、倦怠感などで、症状は軽く、2～7日続いた後に治り、予後は比較的良好な感染症。</li> </ul> <p>※感染していても症状がでない場合もある。</p>
胎児への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>母体から胎児への垂直感染により、小頭症などの先天性障害を来す場合がある。</li> </ul> <p>※妊娠中のジカウイルス感染と胎児の小頭症に関連が指摘されたことにより、世界保健機関（WHO）は、2016年2月1日に、緊急委員会を開催し、小頭症及びその他の神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。</p>
治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が主体。</li> </ul>
海外における流行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年のミクロネシア連邦ヤップ島での流行以降、中南米やカリブ海領域で流行が持続し、アジアや南太平洋地域への地理的拡大も見せている。</li> </ul>
日本における発生例	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本では、10例のジカウイルス病の症例が確認されており、いずれも流行地への渡航歴がある輸入症例（6月28日現在）。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>WHOは、6月14日に、ブラジル・リオデジャネイロオリンピックの開催によるジカウイルス感染拡大のリスクについて、開催時期がブラジルの冬季であるため蚊の数は減少すること、蚊の対策を強化したことから、オリンピック開催によって、国際的にジカウイルスが拡大するリスクは極めて低いと結論付けた。</li> </ul>

## 《参考2：デング熱とは》

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネッタイシマカやヒトスジシマカなどの蚊によって媒介されるデングウイルスによる感染症。</li> </ul> <p>※ヒトスジシマカ（いわゆるヤブカ）は、日本にも生息している。</p>
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>突然の発熱、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、皮疹などが見られ、一部は重症化しショック症状や出血傾向を呈し放置すれば、致死率10～20%に達するが、適切な治療を行うことで致死率は1%未満に減少できる。</li> </ul> <p>※感染していても症状がでない場合もある。</p>
治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>特異的な治療法はなく、対症療法が主体。</li> </ul>
海外における流行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界中の熱帯及び亜熱帯地域でみられる。</li> </ul>
日本における発生例	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本では、平成28年は161例（7/3現在）が確認されており、いずれも海外渡航歴のある輸入症例。本県においても7/10に輸入症例が1例確認された。平成26年には約70年ぶりに国内感染例が報告されている。</li> </ul>

## 《参考3：県民への注意喚起事項》

### ○国内での対策（蚊に刺されないこと、蚊を減らすことが重要です。）

- 蚊の多い場所に行くときは、長袖、長ズボン等を着用、虫除けスプレーを使用するなど蚊に刺されないようにしましょう。
- やぶ、草むらをなくしましょう。（草刈り、草取りなど）
- 不要なものは片付けて、たまり水をなくしましょう。（幼虫対策：媒介蚊であるヒトスジシマカは、小さな水たまりなどに産卵します。）

### ○流行地域への渡航に関する対策

- 渡航中は、長袖、長ズボンの着用、虫除けスプレー（蚊の忌避剤）を使用し、蚊に刺されないように注意しましょう。
- 帰国後は、国内での感染防止のため、症状の有無にかかわらず、帰国後少なくとも2週間程度は、虫除けスプレーを使用するなど、蚊に刺されないように注意してください。

### <ジカウイルス感染症関係>

- 小頭症との関連が示唆されていることから、妊婦・妊娠の可能性のある方は、可能な限り流行地域への渡航を控えてください。
- 流行地域から帰国した男性は、最低8週間（流行地域から帰国した男性で、妊娠中のパートナーがいる場合は、パートナーの妊娠期間中）は、症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用していただくか、性行為を控えてください。

# 鳥取県地域医療構想（案）のパブリックコメントについて

平成28年7月19日  
医療政策課

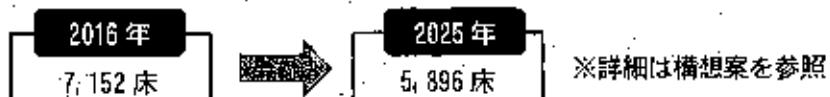
- 地域医療構想については、これまで東部・中部・西部の各団域の医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議や鳥取県医療審議会等において審議が行われ、このたび「鳥取県地域医療構想（案）」がまとまりました。
- この構想案のパブリックコメントを次のとおり実施します。

## 1. 構想案の概要

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向け、「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」や「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」を目指した本県にふさわしい医療提供体制の実現に向け、以下の3本柱の取組を進めます。

取組の柱	重点的な取り組み
医療機関の機能分担・連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>回復期、地域包括ケア病棟への転換等に伴う施設設備の整備</li><li>救急医療体制の充実のためのドクターヘリの県単独導入</li><li>ICTを活用した地域医療ネットワークの整備 等</li></ul>
在宅医療・介護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>医師会、歯科医師会を拠点とした在宅医療、在宅歯科医療の提供のための連携活動の実施</li><li>訪問看護師の養成・確保</li><li>介護サービスの提供体制の整備 等</li></ul>
医療従事者の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"><li>看護職員等の研修充実、院内保育所の整備</li><li>医療従事者を目指す方への修学資金等の貸付け</li><li>総合的な介護人材確保対策の推進 等</li></ul>

### 【将来の必要病床数・推計（参考値）】



- ▶ 推計は、厚生労働省が法令・全国統一の条件で機械的に算出
- ▶ 地域の実情に応じた推計になっていないため、県議会、知事会等で柔軟な運用を再三要望したが受け入れられなかつたため、「参考値」として扱う。
- ▶ 鳥取県は、参考値に縛られず、各医療機関の自主的な取組を基本として、CCRCなどの動向も考慮し、安定的な医療供給に向けた体制づくりを進める。

## 2. パブリックコメントの期間等

### （1）期間

平成28年7月25日（月）～8月24日（水）※予定

### （2）実施方法

とりネット、県の各機関、各市町村等の窓口から応募。（各病院の窓口等でも構想案を閲覧可能）

## 3. 今後の予定

- 7月：パブリックコメント（8月下旬まで）  
：東中西の各保健医療圏ごとに住民説明会を実施
- 9月：パブリックコメントを踏まえた修正案を鳥取県医療審議会等で協議  
：常任委員会へ報告  
：鳥取県地域医療構想の策定

## 鳥取県地域医療構想（案）について 皆様の御意見をお寄せください

- 我が国では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、複数の疾患を抱えた慢性疾患の有病者が増加することが見込まれることから、多くの医療や介護が必要になることが見込まれます。医療機関の機能分担や、より密接な連携が必要となるほか、在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が求められます。
- それらへの対応として、平成26年6月に制定された「医療介護総合確保推進法」等により、各都道府県に、地域における将来の医療提供体制に関する構想（地域医療構想）の策定が義務付けられました。
- 本県では「地域医療構想」の策定のため、東部・中部・西部の各圏域の医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議や鳥取県医療審議会等の審議を踏まえ、地域の実情や患者ニーズに応じて必要な医療・介護を提供できる体制を確保するための取組などをまとめた鳥取県地域医療構想（案）を作成しました。
- この案に対して、県民の皆様からの御意見を募集します。

### 鳥取県地域医療構想（案）の概要

平成37年（2025年）に向け、「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」や「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」を目指した本県にふさわしい医療提供体制の実現に向け、以下の3本柱の取組を進めます。

取組の柱	重点的な取り組み
医療機関の機能分担・連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期、地域包括ケア病棟への転換等に伴う施設設備の整備</li> <li>・救急医療体制の充実のためのドクターへりの県単独導入</li> <li>・ICTを活用した地域医療ネットワークの整備 等</li> </ul>
在宅医療・介護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、歯科医師会を拠点とした在宅医療、在宅歯科医療の提供のための連携活動の実施</li> <li>・訪問看護師の養成・確保</li> <li>・介護サービスの提供体制の整備 等</li> </ul>
医療従事者の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員等の研修充実、院内保育所の整備</li> <li>・医療従事者を目指す方への修学資金等の貸付け</li> <li>・総合的な介護人材確保対策の推進 等</li> </ul>

### 鳥取県地域医療構想（案）の閲覧方法

・県庁医療政策課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局及び福祉保健局、東部福祉保健事務所、白野振興センター・日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村及び各病院でも閲覧できます。

ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/000000.htm>

・郵送をご希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

### 応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか意見箱への投函（上記県の機関、市町村窓口のいずれでも応募できます）。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシの裏面もご利用になれます。
- ・いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

### 応募・問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

郵送：〒680-8570 （所在地の記載は不要です）  
電話：0857-26-7228  
ファクシミリ：0857-21-3048  
電子メール：[iryouseisaku@pref.tottori.jp](mailto:iryouseisaku@pref.tottori.jp)

# 鳥取県地域医療構想(案)への意見募集 応募用紙

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 行 (FAX番号: 0857-21-3048)

\* ファクシミリで応募される場合は、このまま鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課まで  
電子メールの場合は、iryouseisaku@pref.tottori.jpへ宛にお送りください。

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町・村(以下、不要)	
年 齢	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上
性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		

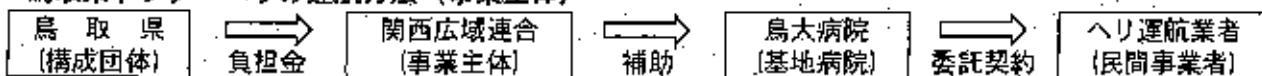
# 鳥取県ドクターへリ運航調整委員会の設置等について(案)

平成28年7月19日

医療政策課

鳥取県ドクターへリの運航については、事業主体を関西広域連合としつつ、中国地方5県との広域連携も踏まえた運航エリアの設定等を検討することとし、その検討のための運航調整委員会を設置したいと考えており、その概要等について御報告します。

## 1 鳥取県ドクターへリの運航方法（事業主体）



### ◇関西広域連合を事業主体とする理由（メリット）

①ドクターへリ事業とそれ以外の事業（周産期医療、救急医療関係等）を補助対象とする「医療提供体制推進事業費補助金」については、ドクターへリ事業分は補助率どおり100%交付される一方、それ以外の事業分はドクターへリ実施団体が35.1%、ドクターへリ未実施団体は50%に減額交付されている。本県の場合関西広域連合を事業主体とすれば、ドクターへリ未実施団体と整理されるため、ドクターへリ事業以外の部分で財政的に有利になる。

※本県への影響額（試算）：6,344千円（＝42,576千円（H25～27年国庫所要額平均）×14.9%）

②広域災害時の迅速的・効率的なドクターへリの運用

広域災害時の運用体制が検討されており、連合管内のドクターへリ6機のうち、最大3機を被災地へ派遣する予定であり、派遣されない残りの3機が、一時的に運航範囲を広げ、通常の救急需要に対応することとしており、災害時の迅速的・効率的な運用が図られる。

## 2 今後の全体スケジュール（案）

区分	関西広域連合（鳥取県）		鳥取大学医学部附属病院（基地病院）	
	施設整備	運航調整等	施設整備	運航委託
H28.7月～	格納庫等基本計画策定	—	—	—
H28.8月～	格納庫等基本・実施設計	連合委員会でドクへりの事業主体を関西広域連合とする旨を公表	給油施設実施設計	運航業務の競争入札の官報公告
H28.9月～	—	運航調整委員会の設置、開催	—	—
H28.11月～	格納庫工事費等要求（H29当初予算）	運航連絡会議の開催	運航管理室実施設計	運航委託契約
H29.7月～	格納庫等工事	運航要領策定	給油施設・運航管理室工事	—
H29.12月	格納庫等完成	—	給油施設等完成	—
H29年度末	運航開始			

## 3 運航調整委員会の概要

区分	内 容
設置時期	平成28年9月（予定）
構成メンバー	基地病院（鳥取大学医学部附属病院）、搬送先医療機関、消防機関、鳥取県医師会、航空自衛隊美保基地、国土交通省美保空港事務所等
事務局	関西広域連合広域医療局（実質は鳥取県職員が併任、鳥取県庁内に設置）
協議項目（案）	①運航範囲 鳥取県内、兵庫県北部並びに島根県東部・隠岐地方、岡山県北部及び広島県北東部のうち基地病院から概ね半径70km圏内 ②出動要請基準 key word方式 ③搬送先医療機関 運航範囲毎に搬送可能な医療機関を調整する ④運航時間 原則午前8時30分から日没30分前（季節により変動） ⑤災害時の運用方法 等
その他の	別途関係県で、ドクターへリの運航方法等について情報を共有するための「鳥取県ドクターへリ運航連絡会議」を設置予定（参加者：運航範囲となるエリアを所管する消防本部が所在する都道府県関係者等）

